

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (山城北土木事務所)	133

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	135
○建設業法に基づく処分 (指導検査課)	136
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (南丹土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃

公安委員会	
○京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部改正	〃

○京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部改正等に伴う関係規則の整理	139
○警察職員の定員に関する規則の一部改正	〃
○京都府公安委員会公聴会規程の一部改正	142

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

監査委員

○令和5年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	143
-----------------------------	-----

告 示

京都府告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和53年京都府告示第144号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和53年3月10日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年10月6日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

6 縦覧期間

令和6年3月8日から令和6年4月8日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により宇治市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番地の1
- 2 届出者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年10月10日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで

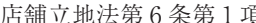


大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により城陽市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年10月10日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで



更の届出

令和5年10月10日

- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により京田辺市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年10月10日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ木津
木津川市相楽城西15番地

- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和5年10月10日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで

2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーデンモール木津川
木津川市州見台一丁目1番ほか

- (2) 届出者の名称及び住所
ア 株式会社カインズ
本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
イ 株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和5年10月10日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和6年3月8日から令和6年4月8日まで



亀岡市亀岡中部土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年3月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町春日部西山田10	齊 藤 一 義
〃 〃 犬飼地藏又33の1	石 野 次 夫

亀岡市稗田野町佐伯大日堂26	桂 英 生
〃 〃 〃 〃 4の2	大 石 正 明
〃 本梅町東加舎玄蔵繩手14	上 原 嘉 文
〃 〃 西加舎北側9	小 林 秀 臣
〃 大井町並河神田80	佐 野 博 行
〃 〃 〃 1丁目5の20	四 方 孝
〃 千代川町拝田大將軍垣内12	俣 野 利 和
〃 〃 千原安田12	永 田 安 廣
〃 余部町下条33	石 野 仁 洋
〃 安町小屋場65	坂 本 元 男

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄前筋17	八 木 健 夫
〃 稗田野町佐伯原野3の2	松 本 至 包
〃 本梅町西加舎上条20	小 林 仁
〃 大井町並河中嶋43	山 脇 英 富
〃 千代川町北ノ庄中ノ町3の4	俣 野 秀 樹
〃 余部町上条2	藤 村 幸 二
〃 河原林町勝林島小坂8	柏 尾 寿 和

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町春日部西山田10	齊 藤 一 義
〃 〃 犬飼地藏又33の1	石 野 次 夫
〃 稗田野町佐伯大日堂26	桂 英 生
〃 〃 〃 〃 4の2	大 石 正 明
〃 本梅町東加舎玄蔵繩手14	上 原 嘉 文
〃 〃 西加舎北側9	小 林 秀 臣
〃 大井町並河神田80	佐 野 博 行
〃 〃 〃 1丁目5の20	四 方 孝

亀岡市千代川町拝田大將軍垣内12	俣野利和
〃 〃 千原安田12	永田安廣
〃 余部町下条33	石野仁洋
〃 安町小屋場65	坂本元男

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町法貴寺ヶ縄前筋17	八木健夫
〃 穂田野町佐伯原野3の2	松本至包
〃 本梅町西加舎上条20	小林仁
〃 大井町並河中嶋43	山脇英富
〃 千代川町北ノ庄中ノ町3の4	俣野秀樹
〃 余部町上条2	藤村幸二



次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をした。

令和6年3月8日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 処分をした年月日
令和6年2月27日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
京都土木株式会社
京都市伏見区羽東師志水町181番地1
代表取締役 徳山 正夫
京都府知事許可（特－4）第32324号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 営業停止期間
令和6年3月12日から令和6年4月25日までの45日間
- 4 処分の原因となった事実
京都土木株式会社は、令和4年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請において、「津知橋幹線公共下水道工事」及び「京都市地域リハビリテーション

推進センターほか2施設の一体化整備工事 ただし、建築工事」のJV工事について、過大に計上した完成工事高を記載し、その申請に基づき得られた結果通知書をもって、複数の公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第3項の規定により、営業停止処分の対象となる。



南丹市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和6年3月8日
京都府知事 西脇 隆俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月8日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
相楽郡精華町大字祝園小字正尺2の4
（関連区域）
相楽郡精華町大字祝園小字正尺2の12の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5の1
古田 久美子

公 安 委 員 会

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日
京都府公安委員会
委員長 増田 壽幸

京都府公安委員会規則第3号

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則

(京都府警察署組織規則の一部改正)

第1条 京都府警察署組織規則(昭和35年京都府公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「警察本部()の右に「サイバー対策本部を含む。」を加える。

第8条中「、鑑識課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課及び組織犯罪対策第三課」を「、捜査第四課、捜査第五課、犯罪情報分析課及び鑑識課」に改める。

第10条中「及び外事課」を「、外事課及びサイバー攻撃対策課」に改める。

(京都府警察本部等組織規則の一部改正)

第2条 京都府警察本部等組織規則(昭和42年京都府公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

「第2章 警察本部

目次中 第1節 各部の分課(第2条—第47条)
第2節 部長等の職(第48条—第52条)
第3節 課長等の職(第53条—第60条)」

「第2章 警察本部

を 第1節 各部の分課(第2条—第47条)
第2節 部に置く職(第48条—第52条)
第3節 課長等の職(第53条—第60条)
第2章の2 サイバー対策本部(第60条の2—第

に改める。

60条の11)」

第12条を次のように改める。

(生活安全部の分課)

第12条 生活安全部に、次の4課を置く。

生活安全企画課

人身安全対策課

少年課

生活保安課

第12条の2を削る。

第13条第7号及び第8号中「組織犯罪対策第三課」を「捜査第五課」に改める。

第14条に次の1号を加える。

(4) 児童虐待に係る被害少年の保護に関すること。

第16条第3号及び第4号中「組織犯罪対策第三課」を「捜査第五課」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰上げ、同条第13号中「組織犯罪対策第三課」を「捜査第五課」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「商標権等の工業所有権及び著作権」を「著作権又は商標権」に、「無体財産権関係事犯」を「知的財産権関係事犯」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに係る風俗関係事犯の取締りに関すること(他の部及び課の所掌に属するものを除く)。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の2を削る。

第23条を次のように改める。

(刑事部の分課)

第23条 刑事部に、次の8課を置き、科学捜査研究所及び機動捜査隊を附置する。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

捜査第四課

捜査第五課

犯罪情報分析課

鑑識課

第23条の2を削る。

第24条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とする。

第27条の次に次の3条を加える。

(捜査第四課)

第27条の2 捜査第四課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 暴力団対策、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループ対策、特殊詐欺対策、薬物銃器対策及び来日外国人犯罪対策(以下「組織犯罪対策」という)に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 組織犯罪対策に係る情報及び資料の収集、整理及び分析に関すること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。

(4) 暴力団排除活動に関すること。

(5) 暴力団、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関すること(他の部及び課の所掌に属するものを除く)。

(6) 部内の他の課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。

(捜査第五課)

第27条の3 捜査第五課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(2) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(3) 国際犯罪の捜査に関すること。

(4) 国際捜査共助に関すること。

(犯罪情報分析課)

第27条の4 犯罪情報分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 犯罪捜査のための情報の収集及び分析に関すること。
 (3) 手口捜査に関すること。
 (4) 犯罪統計に関すること。
 (5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
 第29条及び第30条を次のように改める。
第29条及び第30条 削除
 第30条の2を削る。
 第34条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
 (10) 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関すること。
 第36条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。
 第37条に次の1号を加える。
 (4) 暴走族対策に関すること。
 第44条第2号中「(警備第二課及び外事課の所掌に属するものを除く。)」を削り、「こと」の右に「(外事課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号中キを削る。
 第46条第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。
 イ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
 第2章第2節の節名を次のように改める。
第2節 部に置く職
 第48条を次のように改める。
第48条 削除
 第49条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第50条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第50条の2中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第51条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第51条の2及び第51条の3を削る。
 第52条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第53条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。
 第54条第2項中「し、監察官には警視正又は警視の階級にある警察官をもつて充てる」を「する」に改める。
 第55条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第56条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第57条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第58条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第59条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
 第60条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条の次に次の章名及び10条を加える。
第2章の2 サイバー対策本部
 (サイバー対策本部)
 第60条の2 京都府警察に、サイバー対策本部を置く。
 (サイバー対策本部の分課)
 第60条の3 サイバー対策本部に、次の3課を置く。
 サイバー企画課

サイバー捜査課
 サイバー攻撃対策課
 (サイバー企画課)
 第60条の4 サイバー企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 (1) サイバー戦略の推進に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。
 (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
 (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
 (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。
 (サイバー捜査課)
 第60条の5 サイバー捜査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 (1) サイバー事案に係る犯罪の取締りに関すること。
 (2) 不正アクセス事犯の取締りに関すること。
 (3) 犯罪の取締りのための情報技術に係る解析の支援に関すること。
 (サイバー攻撃対策課)
 第60条の6 サイバー攻撃対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 (1) 先端的な技術を用いて行われる不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関すること(警備第二課、公安課及び外事課の所掌に属するものを除く。)
 (2) 先端的な技術を用いて行われる不正な活動に関する警備犯罪(公安課及び外事課の所掌に属するものを除く。)の取締りに関すること。
 (サイバー対策本部長)
 第60条の7 サイバー対策本部に、サイバー対策本部長を置く。
 2 サイバー対策本部長は、警察本部長の命を受け、サイバー対策本部の所掌事務を掌理する。
 (サイバー対策本部副本部長)
 第60条の8 サイバー対策本部に、必要によりサイバー対策本部副本部長を置く。
 2 サイバー対策本部副本部長は、サイバー対策本部長の命を受け、サイバー対策本部の所掌事務全般に係る総合企画・調整に関する事務及びサイバー対策本部の所掌事務のうち特定の重要事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
 (理事官)
 第60条の9 サイバー対策本部に、必要により理事官を置く。
 2 理事官は、サイバー対策本部長の命を受け、サイバー対策本部の所掌事務のうち、特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
 (部付)
 第60条の10 サイバー対策本部に、必要により部付を置く。
 2 部付は、サイバー対策本部長の命を受け、特に命じられた事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課長)

第60条の11 サイバー対策本部の課に、課長を置く。

2 課長は、サイバー対策本部長の命を受け、所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第63条を削る。

第63条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第63条とする。

第64条第1項中「市警察部企画課」を「市警察部の課」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第66条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第67条第1項中「に」の右に「、」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第68条中「に本部」の右に「(サイバー対策本部を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。



京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部改正等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第4号

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部改正等に伴う関係規則の整理に関する規則

(刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第1条 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年京都府公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び警備部」を「、警備部及びサイバー対策本部」に改める。

(警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則(昭和29年京都府公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「並びに副署長及び次長」を「及び副署長」に改める。

(国有物品管理規則の一部改正)

第3条 国有物品管理規則(昭和41年京都府公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「警察本部(」の右に「サイバー対策本部及び」を加える。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第4条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年京都府公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「及び警備部」を「、警備部及びサイバー対策本部」に改める。

(傍受令状を請求することができる司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第5条 傍受令状を請求することができる司法警察員等の指定に関する規則(平成12年京都府公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「及び警備部」を「、警備部及びサイバー対策本部」に改める。

(京都府暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第6条 京都府暴力団排除条例施行規則(平成23年京都府公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の(裏)及び別記様式第2号の(裏)中「組織犯罪対策統括室組織犯罪対策第二課」を「捜査第四課」に改める。

(京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成26年京都府公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「組織犯罪対策統括室組織犯罪対策第三課」を「捜査第五課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。



警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第5号

警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員に関する規則（昭和40年京都府公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

組織別		階級別	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計	
			警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査			計
総務部	公安委員会補佐室		1		2			3	1	4
	総務課		5	3	8	1		17	11	28
	情報管理課			1	3	7	4	15	28	43
	広報応接課		2	2	9	10	19	42	4	46
	会計課		2	2	9			13	48	61
	装備課		1	1	4		1	7	19	26
	留置管理課		3	4	20	13	15	55	2	57
	警務課		8	7	18	2		35	21	56
	厚生課		1	1				2	28	30
	教養課		1	5	17	3	3	29	3	32
生活安全部	監察官室		6	6	12			24	3	27
	生活安全企画課		5	7	23	8		43	2	45
	人身安全対策課		2	6	20	17	10	55	1	56
	少年課		2	6	15	11	1	35	3	38
地域部	生活保安課		2	4	16	12	3	37	1	38
	地域課		4	5	16	5	2	32	1	33
	通信指令課		4	5	27	6		42	3	45
	機動警ら課		1	5	14	21	27	68	1	69
刑事部	鉄道警察隊		1	1	9	9	8	28	1	29
	刑事企画課		4	3	12	1		20	2	22
	捜査第一課		6	15	27	22	1	71	1	72
	捜査第二課		3	6	22	12	2	45	1	46
	捜査第三課		2	4	17	15	1	39	1	40
	捜査第四課		5	13	37	33	10	98	2	100
	捜査第五課		3	7	17	18	1	46	2	48
	犯罪情報分析課		1	4	16	13	1	35	5	40
	鑑識課		1	3	16	12	8	40	13	53
	科学捜査研究所			1				1	32	33
交通部	機動捜査隊		1	4	11	13	12	41	2	43
	交通企画課		5	5	16	7	2	35	3	38
	交通規制課		2	5	14	6	1	28	16	44
	交通指導課		3	5	15	6	3	32	7	39
交通捜査課		2	4	24	24	1	55	1	56	

部	運 転 免 許 試 験 課	4	4	32	11	2	53	51	104
	交 通 機 動 隊	1	1	6	21	47	76	2	78
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	1	2	9	19	18	49	1	50
警 備 部	警 備 第 一 課	4	4	13	8	3	32	7	39
	警 備 第 二 課	1	4	11	12	9	37	1	38
	公 安 課	3	9	26	24	15	77	1	78
	警 衛 警 護 課	3	4	12	8	4	31	1	32
	外 事 課	2	7	34	25	8	76	2	78
	機 動 隊	2	8	18	30	75	133	1	134
サイバー 対策本部	サイバー企画課	3	3	8	7	3	24	1	25
	サイバー捜査課	2	4	14	18	3	41	1	42
	サイバー攻撃対策課	1	1	4	1	2	9	1	10
市 警 察 部 企 画 課		1	1	1			3		3
警 察 学 校		2	3	21	2	1	29	8	37
警 察 本 部 計		119	205	695	493	326	1,838	347	2,185
警 署	川 端	2	6	33	39	24	104	5	109
	上 京	2	6	37	50	40	135	6	141
	東 山	1	8	48	68	65	190	7	197
	中 京	5	10	72	103	115	305	10	315
	下 京	1	11	61	89	98	260	13	273
	下 鴨	2	5	42	55	57	161	7	168
	伏 見	5	10	66	101	128	310	10	320
	山 科	5	10	63	86	105	269	8	277
	右 京	4	10	62	93	106	275	10	285
	南	2	11	58	75	80	226	8	234
	北	2	6	43	61	47	159	7	166
	西 京	2	6	46	66	55	175	7	182
	向 日 町	2	7	53	72	59	193	7	200
	宇 治	2	11	58	78	100	249	9	258
	城 陽	2	6	32	37	33	110	5	115
	八 幡	2	6	31	39	41	119	6	125
	田 辺	2	6	33	44	33	118	5	123
	木 津	2	6	34	54	42	138	6	144
	亀 岡	2	6	36	44	41	129	5	134
	南 丹	2	6	32	39	34	113	6	119
綾 部	2	6	27	28	16	79	4	83	
福 知 山	2	6	38	46	42	134	6	140	
舞 鶴	2	7	42	58	44	153	9	162	
宮 津	2	6	30	32	26	96	6	102	
京 丹 後	2	8	38	44	34	126	5	131	
警 察 署 計		59	186	1,115	1,501	1,465	4,326	177	4,503

警 察 本 部 警 察 署 合 計	178	391	1,810	1,994	1,791	6,164	524	6,688
初 任 科 生 ・ 調 整	1	7	120	2	266	396	133	529
総 計	179	398	1,930	1,996	2,057	6,560	657	7,217

附 則

この規則は、令和6年3月25日から施行する。



京都府公安委員告示第43号

京都府公安委員会公聴会規程（昭和30年京都府公安委員会告示第14号）の一部を次のように改正し、令和6年3月25日から施行する。

令和6年3月8日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

第4条中「する部長」の右に「(サイバー対策本部長を含む。)」を加え、「校」を「警察学校」に改める。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第11号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

41,503人



京都府選挙管理委員会告示第12号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に

登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

359,394人



京都府選挙管理委員会告示第13号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月8日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北 区	30,053人
上 京 区	20,888人
左 京 区	41,007人
中 京 区	29,445人
東 山 区	9,413人
山 科 区	36,079人
下 京 区	21,561人
南 区	27,178人
右 京 区	53,449人
西 京 区	40,066人
伏 見 区	74,007人
福 知 山 市	20,827人
舞 鶴 市	21,553人
綾 部 市	8,923人
宇治市及び久世郡	54,796人

宮津市及び与謝郡	11,061人
亀岡市	24,272人
城陽市	21,062人
向日市	15,631人
長岡京市及び乙訓郡	27,164人
八幡市	19,203人
京田辺市及び綴喜郡	23,655人
京丹後市	14,592人
南丹市及び船井郡	12,339人
木津川市及び相楽郡	33,501人

監 査 委 員

6年監査公表第1号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年6月30日から令和5年9月29日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月8日

京都府監査委員 四方 源太郎
 同 田 中 美貴子
 同 森 敏 行
 同 橋 本 幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

府有資産活用課

(指摘)

変更契約に係る予定価格調書の作成日を誤記していたもの

(措置の内容)

監査の指摘を受けて直ちに課内で指摘事項を周知した。また、予定価格調書の作成を必要とする案件については、可能な限り見積書との照合を時間に余裕を持って行えるよう計画的な執行に努め、記載事項に誤りや漏れがないよう十分確認するとともに、金額が大きい随意契約や変更契約など、人為的なミスが生じやすいと考えられる案件の起案を回す際には、決裁ルート上の職員も手順を確認することができるよう「随意契約ナビシート」を活用するよう注意喚起を行った。

また、契約事務に関する制度改正に適切に対

応することができるよう、会計課が実施する会計事務担当者研修や、指導検査課が実施する建設工事入札・契約担当者会議に参加し、職員の事務処理能力の向上に努めることとした。

(指摘)

入札保証金に係る収入手続が適正でないもの

(措置の内容)

監査の指摘を受けて直ちに課内で指摘事項を周知した。また、会計規則等根拠法令を改めて確認するとともに、令和5年11月に実施した府有地売払い一般競争入札から入札当日業務マニュアルを見直し、会計規則に則った入札保証金収納手続を行った。

(2) 総合政策環境部

① 情報政策課

(指摘)

遅延利息の請求を行っていなかったもの

(措置の内容)

直ちに同様の事例がないことを確認するとともに、必要な手続や根拠法令等を再確認の上、相手方に対して遅延利息の徴収を実施した。

今後は、所属内での収入事務について、収納スケジュールや収納状況の管理を徹底するとともに、事務処理の際の複数チェックを徹底することで、再発防止に努めることとした。

② 循環型社会推進課

(指摘)

納入義務者及び調定額等を誤っているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知するとともに、適正な歳入科目で受け入れることを確認した。また、債権差押通知書等の教示文等の必要な記載事項やその他認識しておくべき点についても、根拠法令等を確認した。

今後、同様の事務処理に当たっては、会計処理を誤ることがないように関係課と十分調整して適切に対応するとともに、債権差押通知書等の作成に当たっては、教示文等の必要な記載事項やその他認識しておくべき点について、その都度、根拠法令等を確認することとし、再発防止を徹底することとした。

(3) 健康福祉部

① こども・青少年総合対策室

(指摘)

保育士登録手数料の収入年度を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、室内関係係に指摘事項の説明を行い、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、会計事務に係る研修への参加、会計事務チェックポイントの活用等により、職員が制度理解を深めることとし、収入年度を誤らな

いよう、出納整理期間前等の時期に注意喚起を行い、複数職員による確認を徹底することで再発防止を図る体制を構築するとともに、異動時等の引継ぎを徹底することとした。

② 高齢者支援課

(指摘)

補助金を過大に交付していたもの

(措置の内容)

他に同様の誤りがないことを確認の上、指摘事例について補助金の再確定処理を行い、令和5年10月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。

また、再発防止のため、審査体制を強化するとともに、申請様式に申請金額の小計欄を設けるなどの見直しを行った。

(4) 教育委員会

① 教職員企画課

(指摘)

未収金の債権管理が不十分なもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、担当係内で適切な事務処理についての共通理解を図り、早期回収となるよう進行管理を徹底し、遅滞なく督促状の発行を行うこととした。

また、長期滞納となった未収債権の管理については、時効の到来を考慮した法的措置も視野に入れて債権回収に努めることとした。

② 学校教育課

(指摘)

原稿料に係る所得税を過大に徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了直後の係会議で議題にして係内に共通認識を図り、他に同様の事例がないか確認を行うとともに、令和5年8月に相手方に追加支出した。

今後は、委員、講師等に報酬や謝金を支払う際は支出する節と適用する所得税の源泉徴収税額表をしっかりと確認するとともに、伝票起票の際は複数体制でチェックすることとした。

③ 保健体育課

(指摘)

謝金等を誤払いしたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図るとともに、各学校の競技指導担当者に対しても実績報告書の内容確認を徹底するよう注意喚起を行った。

今後は、事業担当者と競技指導担当者において、計画変更の事前連絡及び実績報告書の内容確認を徹底し、連携を強化するとともに、12月開催の事業実施に係る関係者会議において改め

て注意喚起を行い、再発防止に努めることとした。